平成２２年（フ）第５９１７号
大阪府枚方市牧野北町９番21―302号
債務者　平岡　　清
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２４５号
大阪市東淀川区菅原２丁目３番41号
債務者　小倉　仁美
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８７７号
横浜市南区永田東３丁目17番９号
債務者　三船　麻紀
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０７１号
神奈川県高座郡寒川町倉見471番地１　さくらハイツ102号
債務者　上間アドルフォ
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１５３号
横浜市瀬谷区上瀬谷町14番地５　ステージ21―Ａ―305号
債務者　高橋由美子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１８８号
横浜市泉区和泉町7407番地の１　ホーユウパレス日向山204号　加藤方、住民票上の住所神奈川県綾瀬市深谷上７丁目１番10号　ヴィラさがみ野202
債務者　市橋　康彦
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２４２号
横浜市中区千代崎町４丁目100番地
債務者　金　　慶玉
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２６７号
横浜市南区別所２丁目25番４号　斉田アパート
債務者　永野　雅明
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３３７号
神奈川県大和市南林間５丁目５番８号　三井コーポ104号
債務者　竹井　　渉
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３４４号
横浜市瀬谷区二ツ橋町352番地30　ハイツ山田102
債務者　川辺アサ子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６６号
愛知県豊田市御幸本町６丁目100番地３　板倉コーポラスＢ104号
債務者　土田　綾子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月４日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５７８号
愛知県高浜市呉竹町６丁目１番地16
債務者　伊藤　芳江
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月４日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５６４号
横浜市港南区野庭町664番地　野庭住宅11棟107号
債務者　竹本　　孝
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５６５号
横浜市港南区野庭町664番地　野庭住宅11棟107号
債務者　竹本　静子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１５６号
横浜市鶴見区本町通１丁目41番地　菅原荘201号
債務者　奥山　英明
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部